二　介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十二条の三第六項第三号に並びに第七項第一号ニ及び第二号ニを除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三　介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日において生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合

第二十二条の三第六項第三号ニ中「（同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号ニ及び第二号ニにおいて同じ。）」及び「（同令第七条第一項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第八項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

第三十三条中「（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、「（法第六十九条第一項」を「（同項」に改める。

第三十五条の二第十六号中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。

（生活保護法施行令の一部改正）

第五条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護扶助に関する読替え）」を付し、同条の表を次のように改める。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第一項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）
第四十九条の二第二項第四号及び第七号	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第四十九条の二第二項第八号	医療	介護
第四十九条の二第二項第九号及び第三項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第四十九条の二第三項第一号	医療	介護
第四十九条の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第五十条	の医療	の介護
第五十一条第二項第一号	第四十九条の二第二項第一号から第三号まで	第四十九条の二第二項第二号又は第三号
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一条第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第五十一条第二項第九号及び第十号	医療に	介護に
第五十二条第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第五十二条第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三条第一項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
第五十三条第三項から第五項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第五十四条第一項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第一項及び第三項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。）
第四十九条の二第三項第一号	医療	支援
第四十九条の二第三項第二号	医療扶助	介護扶助
	医療を	支援を
第五十条	の医療	の支援
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一条第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第五十一条第二項第九号	医療に	支援に
第五十二条第一項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第五十二条第二項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十三条第一項	診療内容	介護サービスの内容
	診療報酬	介護の報酬